

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 弘前豊徳会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘前豊徳会（以下「法人」という。）の役員・評議員・評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員・及び第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会への出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは別表1により報酬を支給することができる。

### (理事の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合又は理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

### (評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 評議員が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合又は理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

### (評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、選任・解任対

応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

(第三者委員の報酬)

第8条 第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

2 第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第9条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、役員旅費等規程に準じて旅費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第10条 役員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別 表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000円
第三者委員の出席報酬	10,000円

別 表 2 (第 4 条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬	10,000円
理事及び評議員業務報酬	10,000円

別 表 3 (第 5 条関係)

名 称	報 酬
監事監査・運営指導業務報酬	10,000円